

# ネットコープ組合員の皆様へ 組合案（組合提案・原案）へのご賛同をお願いいたします。

今回、皆様のご賛同により、ガバナンス強化・組合運営正常化のための、あるべき新定款への変更を実現します。

01

## 現状の混乱を収束し、健全な統治環境を回復するためには、現在の定款では対応できません。

- 令和元（2019）年9月4日の通常総会において、組合は、組合資金を不当に保持し返還を拒む訴訟の被告<sup>①</sup>やその影響下にある関係者<sup>②</sup>を排除し、新しい役員体制の下、再出発をするべく改選を提案しました。
- ところが、現定款下において、組合運営慣行上、現実的選任方法として採用される「指名推選制」<sup>③</sup>は、当日出席者の「たった一人の不同意」があれば、他の多数の同意があってもこれが容易に排除されてしまう、多数決ならぬ「少数決」ともいうべき、**非民主的で脆弱なシステム**でした。
- 通常総会においては、この制度の歪みを不当に利用せんとする、一部少数の出席者が、濫用的な不同意を提出するなどして、総会は、攪乱・翻弄され、明白な多数の意思が踏みにじられ、決議が成立しないという異常事態が発生してしまいました。

①組合は、法律上の原因なく組合資産である約1億5000万円の資金を自己の銀行口座において保持し、言を左右に、不当に返金を拒む、株式会社ネットコープ共済（当組合とは別の営利法人です）を被告として、速やかなる同金銭の返還を求め、訴訟提起を余儀なくされております。

②株式会社ネットコープ共済への訴訟提起と、時期的に近接する形で、当組合執行部を構成する一部役員が、組合に対して、訴訟に借口する形で様々な紛議を起こしましたが、四囲の状況から、株式会社ネットコープ共済と同調して、組合運営の混乱・攪乱を企図したものと判断せざるを得ないと考えます。

③現定款は、単記式無記名投票を原則的方法として採用しておりますが、「組織としての執行体制を選択する」という現実的な組合員意思の反映には不向きであることから、これまで慣例として、同じく現定款が採用する「指名推選制」に基づき役員を選出しておりました。

02

## 組合として提案いたします「新定款（組合案）」へのご賛同は、混乱収束への第一歩となります。

- そこで、組合としては、正しい民主的多数決が組合運営に反映され、また、組合運営を攪乱しようとする一部少数派による不当な意図により組合運営が混乱させられることのないよう、「これまでの組合運営の慣行と整合・適合した運営安定性と現実性の両面を具備し、かつ、健全で公平かつ透明性の高い新しい役員選出システム」への移行を理事会決議により提案することといたしました。
- 組合が提案いたします新しい定款においては、「**選任制**」という方法を採用しております。
- 選任制では、事前に、「執行体制を構成する、まとまった組織集団」として「全理事・監事の候補者」が決まり、その「まとまった執行体制たる候補者（集団）」の可否判断を、**全組合員の皆様に議決権行使によって意思表示**していただきます。

- 先般、決議不成立を余儀なくされた通常総会のように、たった一人の出席者による攪乱を企図した濫用的な投票行動により、多数の意思が踏みにじられることは起こり得ず、また、全組合員の皆様のご意思を反映するため、より、民主的で、透明で公平な役員選出システムです。

03

### 「組合員提案の定款案（株式会社アンビシャス案）」には賛同できません。

- 今回の定款変更のための臨時総会においては、組合員である株式会社アンビシャスも、「組合員提案」の形で、定款変更案を上程しております。
- 組合としては、かかる「組合員提案の定款変更案（アンビシャス案）」には、賛成できません。
- まず、提案者の属性・前歴として、**株式会社アンビシャスは、組合に対して、全組合員の名簿開示を執拗に要求し、個人情報保護を全うすべくこれを拒んだ組合に対して、間接強制賠償金名下に、多額の金銭を奪い取る**など、訴訟に借口して権利を濫用し、健全な組合運営秩序を破壊し続けた当事者であり、組合に対して行ってきた有害な行動の前歴から、一切信頼・信用することはできません。
- また、先般の通常総会においては、「指名推選制」の歪みを不当に利用して、多数の意思を踏みにじる形で、総会決議を不成立にさせた張本人でもあり、このように、統治運営を阻害した前歴に鑑みても、「同社の提案を、組合運営を健全化するための提案として理解すること」はおよそ困難です。
- 加えて、提案内容としても、「組合が不当な分裂をすることなく、健全かつ適正な運営を継続するためのシステム」ではなく、少数派による攪乱や混乱が容易に出来るようなシステムへの意向を目論んだものとしか評価しえず、自己に有利な形で健全な組合運営を破壊するための歪（いびつ）な選出ルールを作ろうとするものとしか考えられません。
- 万が一にも、「組合員提案の定款変更案（アンビシャス案）」が可決されれば、将来に対立の芽が残り、混乱が長期化し、組合運営はますます混迷・迷走し、不安定化します。また、役員改選のたびに役員の大入れ替えとなれば、新役員のみで健全かつ安定的な組合運営が成立するのか極めて不安定な状況に陥り、**改選のたびに体制が不安定化するリスク**が想定されます。
- このような、提案者の属性・前歴や、提案内容の不当性・不公平性、さらには、「今後の組合の継続的で安定した運営」を損ねる重大な欠陥を内包している点などを鑑みるに、当組合としては、「組合員提案の定款変更案（アンビシャス案）」には全く賛同できず、否決されるべきものと判断します。

04

### 組合の未来のため、是非とも、組合提案の定款案（組合原案）にご賛同ください。

- 今般、組合員提案の形で、組合案に対抗する形で定款変更案を提出する(株)アンビシャス（代表取締役櫻田琢志氏）は、組合運営の攪乱や混乱を目論むとしか思えないような形で、訴訟に借口する形で、当組合に各種紛議をしかけて参りました。

- しかしながら、長期の取引に基づく強固な信用と信頼関係や、現執行体制が培ってきました各取引先との盤石の人間関係のおかげで、大きなトラブルに至ることなく、**事業の継続が揺らぐことはありませんでした。**
- この10年間の健全かつ安定的な執行体制・事務体制が確立したことで、保険事業は完全に安定いたしました。
- また、**今年度は共済制度において日本生命様に幹事を引き受けていただいたことで**、さらなる安心感と制度の充実が図れました。
- このような安全で安心できる組合運営に邁進してきた執行部体制をさらなる改善・基盤強化を行い、今後も、組合員の皆様に安全と安心をお届けするため、保険事業の発展に邁進して参ります。
- 組合としては、未来志向に基づき、長い将来にわたり、安定した組合運営を継続するため、組合提案の定款案（組合原案）と規約制定を実現すべきと考えます。
- 皆様におかれましては、是非とも組合案のご支持をお願いいたします。

## 何卒、組合案に賛成をよろしくお願いいたします

### 《議決書記入のお願い》

本人出欠書の書面議決書欄の記入見本をご参考に、皆様のご意思に基づく議決権行使をお願いいたします。  
 なお、本人出欠書は令和2（2020）年1月23日（木）までにご投函をお願いいたします。

#### <書面議決書記入見本>

「賛成・反対」のうち「賛成」・「反対」を選択して、○印を付してください。

#### 第1号議案

1. 定款一部変更及び規約制定の件（組合案） **【賛成** ・ 反対】
2. 定款一部変更及び規約制定の件（組合員【株式会社アンビシャス】提案） **【賛成** ・ **反対】**